

第 39 回大阪市学校適正配置審議会

平成 29 年 2 月 9 日(木) 午前 10 時 00 分～

[大阪市役所 7 階 市会第 6 委員会室]

大阪市教育委員会事務局

次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 出席委員の紹介

4 会長及び会長代理の選任

5 報告事項

(1) 平成 28 年度児童数・学級数の現況について

(2) 学校配置の適正化の取り組み状況について

i 適正配置の対象校の状況について

ii 平成 28 年度 小学校の統合について

6 小規模校取組現状報告

・生野区西部地域学校再編整備計画について

7 議 事

・市内中心部における児童急増対策について

8 閉 会

大阪市学校適正配置審議会委員名簿

【委員】（五十音順）

飯野 修芳	委員	大阪市地域振興会副会長
後藤 博子	委員	帝塚山大学文学部准教授
小林 京子	委員	弁護士
小林 将太	委員	大阪教育大学教育学部講師
小林 良堂	委員	大阪市PTA協議会会長
佐久間 康富	委員	大阪市立大学大学院工学研究科講師
佐坂 陽子	委員	大阪市PTA協議会副会長
高田 一宏	委員	大阪大学大学院人間科学研究科准教授
佃 繁	委員	梅花女子大学食文化学部教授
前田 葉子	委員	大阪市地域女性団体協議会副会長
南本 長穂	委員	関西学院大学教職教育研究センター教授
安本 寿久	委員	産経新聞大阪本社特別記者編集委員
吉川 郁夫	委員	大阪市社会福祉協議会評議員

【教育委員会事務局】

山本 晋次	教育長
大継 章嘉	教育次長
林田 潔	区担当教育次長（都島区長）
清野 善剛	区担当教育次長（生野区長）
川阪 明	学校配置計画担当部長
加藤 博之	指導部長
深見 賢一郎	施設整備課長
笠作 良一	学校適正配置担当課長
忍 康彦	学校適正配置担当課長
大川 博史	学校適正配置担当課長
高橋 年治	初等教育担当課長
高橋 哲也	中学校教育担当課長

大阪市学校適正配置審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条の規定により、大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、25名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

(関係者の出席)

第7条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門調査員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。

2 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭 和 2 8 . 4 . 1

最近改定 平成 2 8 . 4 . 1

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
省		略
教育委員会	大阪市学校適正 配 置 審 議 会	市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申に関する事務

(委任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附則（昭 5 3 . 5 . 3 1）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭 5 3 . 7 . 2 7）

この条例の施行期日は、市長が定める。

[参考] 大阪市学校適正配置審議会審議状況

年月日	会議等	内 容
S53.7.27	第1回審議会	第一回開催日設置とする 審議会の所定事務の確認 運営委員会の設置(9名)
S53.9.26	第2回審議会	教育委員長から審議会会長に対し諮問 運営委員会報告 前懇談会答申の検討について 過小校の实地調査について
S54.5.17	第3回審議会	「教育課程と小規模校」について研究報告 審議会の基本方針 審議会答申の原案作成について 学校適正配置についての今後の進め方について 小委員会の設置(7名)
S54.8.4	第4回審議会	審議会第1次答申の審議 連絡調整委員会の設置(6名)
S54.10.20	第5回審議会	審議会第1次答申の審議
S55.1.19	第6回審議会	審議会第1次答申の決定
S55.1.22	(第1次答申)	プレス発表
S55.7.28	第7回審議会	審議会の役員選出(会長、会長代理) 今日までの経過説明 連絡調整委員会について 今後の進め方について
S56.3.28	第8回審議会	第2次答申の決定
S56.3.31	(第2次答申)	プレス発表
S57.3.29	第9回審議会	南区における学級規模・配置の適正化に関する教育委員会実施案 (第1次)を地元提示した旨の報告
S58.3.18	第10回審議会	第9回審議会以降の過小校の状況について
S59.3.22	第11回審議会	南中学校本校・分校の統合について
S59.5.8	第12回審議会	難波小学校と元町小学校の統合について
S60.3.22	第13回審議会	適正化対象校の現況について
S61.3.22	第14回審議会	大宝小学校、芦池小学校及び道仁小学校の統合について
S62.3.24	第15回審議会	大宝幼稚園と芦池幼稚園の統合について
S63.3.28	第16回審議会	東中学校と船場中学校の統合について及び曾根崎小学校と梅田東 小学校の統合について
H1.3.23	第17回審議会	大和川小学校と長原小学校の統合について及び曾根崎小学校と梅 田東小学校の統合について
H2.3.26	第18回審議会	集英小学校と愛日小学校の統合について及び桃谷小学校・桃園小 小学校・東平小学校・金甌小学校の統合について
H3.3.26	第19回審議会	桃谷小学校・桃園小学校・東平小学校・金甌小学校の統合について
H3.12.10	第20回審議会	新設校(中央小学校)の設置及び審議会専門部会の設置について
H5.3.30	第21回審議会	新設校(真住中学校)の設置及び専門部会の経過報告について

年 月 日	会 議 等	内 容
H6.3.30	第22回審議会	適正化対象校の現状及び専門部会の経過報告について
H7.3.30	第23回審議会	精華小学校と南小学校の統合について及び菅南中学校と扇町中学校の統合について 適正化対象校の現状及び専門部会の経過報告について
H8.3.25	第24回審議会	精華幼稚園と南幼稚園の統合について 新しい小・中学校の教育のあり方を研究するための専門部会設置について
H10.3.30	第25回審議会	新設校(茨田小学校)の設置及び分校(加美北小学校)の廃止について 今後の適正化に関する「専門部会の審議経過の概要」について
H12.3.28	第26回審議会	新設校(清江小学校)の設置及び分校(小路小学校)の廃止について 今後の適正配置について
H15.7.28	第27回審議会	教育委員長から審議会会長に対し諮問 専門部会「審議経過の概要」報告 南住吉小学校分校の開校について 済美小学校・北天満小学校の統合について
H16.8.17	第28回審議会	専門部会の審議状況について
H16.9.27	(答申)	プレス発表
H18.12.6	第29回審議会	大阪北小学校と扇町小学校の統合について 児童数119人以下の小学校について 南住吉大空小学校の設置について
H20.6.2	第30回審議会	今後の学校配置の適正化の進め方について 御幣島小学校の設置について
H20.6.10	(答申)	プレス発表
H21.11.9	第31回審議会	今後の学校配置の適正化の進め方(中間報告)について
H22.2.10	第32回審議会	今後の学校配置の適正化の進め方について 焼野小学校の設置について
H22.2.25	(答申)	プレス発表
H22.9.27	第33回審議会	周知パンフレットの概要について
H24.6.28	第34回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 学校適正配置の今後の進め方について
H25.2.22	第35回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 学校配置の適正化の推進のための指針(仮称)について
H25.12.20	第36回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 学校配置の適正化の推進に向けての意見書(案)について
H27.3.16	第37回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 塩草小学校と立葉小学校の統合について 文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」について 今後の学校適正配置の進め方について(案)
H28.3.30	第38回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 大阪市の学校適正配置における現状と課題について

〔参考〕 大阪市学校適正配置審議会答申(平成22年2月)

今後の学校配置の適正化の進め方について(答申)【概要】

I 経過

○平成16年答申 120名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期に来ており、特に複式学級を有する学校等については、その解消の検討を始めるべきである。

↳ 大阪北小学校の扇町小学校との統合(平成19年4月)

○平成20年答申 12～24学級を適正規模と再整理。全学年単学級の小学校を適正化の検討対象とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきである。

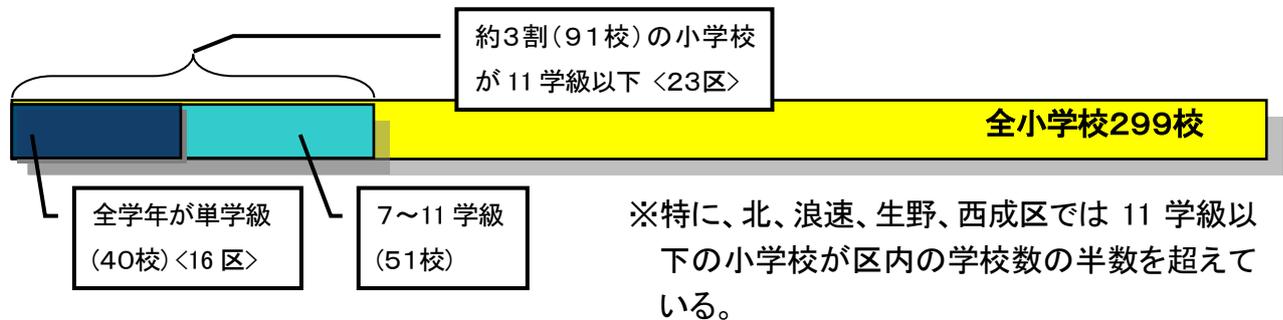
↳ 極めて小規模な3校より、順次、地域・保護者への説明を開始

II 児童数等の推移・現状

児童数等の推移

児童数は、昭和54年度(約24万2千人)と平成21年度(約12万2千人)を比較すれば半減しているにもかかわらず学校数は反対に増加(293校→299校)。

大阪市の小学校の現状(平成21年5月1日現在)



III 今後の学校配置の適正化について

適正規模

・ 12～24学級とする。

適正化の必要性

- ・ 学校が小規模となることにより、人数が少ないことによる利点もあるが、教育上の課題も生じる。
- ・ これまで小規模校については、利点を活かし、課題は学校の創意工夫で克服しつつ教育活動を進めてきたが、今後、学校における工夫だけで良好な教育環境を整えるには限界がある。
- ・ 7～11学級の規模の小学校についても、学年によっては6年間クラス替えもできず、全学年単学級の小学校と同様の課題がある。

適正化の対象

・ 11 学級以下の小学校全体を適正化の対象として再整理。

- ① 複式学級を有する小学校、もしくは複式学級を有してはいないものの、全ての学年の児童数が 20 名未満であり児童の男女比率に著しい偏りがある学年を有する小学校
- ② ①には該当しないが、児童数が 120 名を下回る状況であり、今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みが立っていない小学校
- ③ 現在児童数が 120 名以上の状況ではあるが、今後児童数が 120 名を下回ることが見込まれる小学校
- ④ ①～③には該当しないが、今後とも全学年単学級の状況にあると見込まれる小学校
- ⑤ 現在 7 学級以上 11 学級以下の状況ではあるが、今後全学年単学級の状況になることが見込まれる小学校
- ⑥ 今後、7 学級以上 11 学級以下の状況にあると見込まれる小学校
- ⑦ 現在 7 学級以上 11 学級以下の状況ではあるが、今後 12 学級以上の状況になると見込まれる小学校

※上記の分類から、①から⑥に該当する小学校を適正化の対象とする。

IV 適正化に向けた進め方

- 今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みが立っていない、①②に該当する小学校
 - ➡ 保護者・地域関係者に対し、学校が抱えている現状や課題など情報を提供し、速やかに「統合」に向けた調整を進めるべきである。
- 上記以外の③から⑥に該当する小学校
 - ➡ 児童数の推移を注視しながら、より規模の小さい小学校から順次取り組みに着手されたい。
- ◎ 児童・保護者の不安の緩和のための配慮とともに、保護者・地域関係者が適正化を前向きに考えてもらえるような機運の醸成に傾注すべきである。
 - ➡ 小規模校の教育上の利点と課題、統合経験校の児童・保護者の意見、統合校への教育内容の充実などの情報を発信。
 - ➡ 市民への意識醸成のもと、行政区・中学校区単位の保護者・地域関係者との協働で適正化を検討。
- ◎ とりわけ小規模な小学校の集中している行政区、中学校区では、より活発な進展が望ましい。
- ◎ 学校種間の連携、接続のメリットを活かす観点から、小中一貫教育校の設置なども、より大きな集団で教育活動を営める点から有効な方策の一つと考える。

V 小規模校における教育活動の充実

適正化の推進には相当の年月を要するが、これらの小学校においても日々教育活動が為されており、教育効果面での課題に対処するため、当面の間は次のような方策を講じる必要がある。

- ・ 小学校間での交流活動
- ・ 小中連携
- ・ 地域との連携

大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針【概要】

教育委員会事務局学事課(学事・適正配置グループ)

指針策定の主旨

平成 22 年答申に基づき、児童のより良い教育環境の整備を図るため、区長と教育委員会が連携し、保護者や地域住民を主体とした適正化の取り組みをより円滑に推進することが重要であり、本指針を策定する。

I これまでの経過

○平成 16 年答申では児童数が 120 名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期に来ており、特に複式学級を有する学校等については、その解消の検討を始めるべきである。

↳ 大阪北小学校の扇町小学校との統合(平成 19 年 4 月)

○平成 20 年答申では 12～24 学級を適正規模と再整理。全学年単学級の小学校を適正化の検討対象とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきである。

↳ 極めて小規模な 3 校より、順次、地域・保護者への説明を開始
中津南小学校の中津小学校との統合(平成 22 年 4 月)

○平成 22 年答申では 11 学級以下の小学校を適正化の対象として再整理。以下のとおり分類した上で、児童数が 120 名を下回る(分類①②に該当)小学校について、速やかに「統合」を進めるべきである。

↳ 該当 6 校について、地域・保護者への説明を開始

速やかに「統合」に向けた調整を進める必要がある小学校

- ① 複式学級を有する小学校、もしくは複式学級を有してはいないものの、全ての学年の児童数が 20 名未満であり児童の男女比率に著しい偏りがある学年を有する小学校
- ② ①には該当しないが、児童数が 120 名を下回る状況であり、今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みが立っていない小学校

今後の児童数の推移を注視し順次取組みに着手する小学校

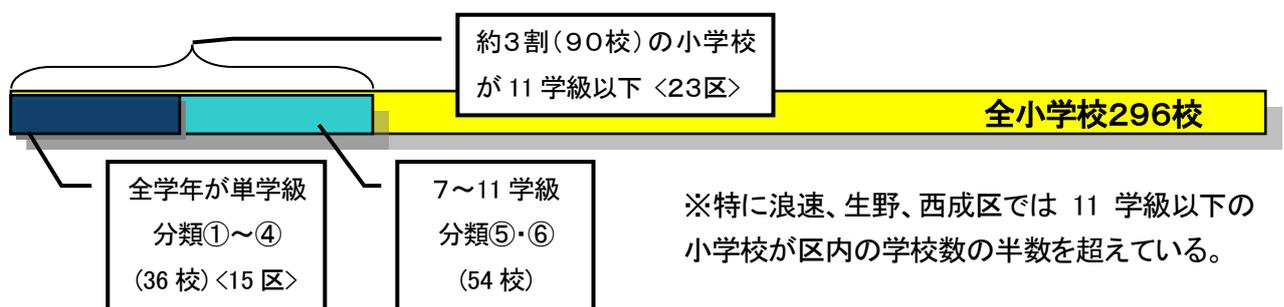
- ③ 現在児童数が 120 名以上の状況ではあるが、今後児童数が 120 名を下回ることが見込まれる小学校
- ④ ①～③には該当しないが、今後とも全学年単学級の状況にあると見込まれる小学校
- ⑤ 現在 7 学級以上 11 学級以下の状況ではあるが、今後全学年単学級の状況になることが見込まれる小学校
- ⑥ 今後、7 学級以上 11 学級以下の状況にあると見込まれる小学校

○平成 25 年 12 月に適正化の取り組みをより円滑に推進するため、審議会より「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進に向けての意見書」を受ける。

II 児童数の推移及び現状

○児童数等の推移 児童数は、昭和 54 年度(約 24 万 2 千人)と平成 26 年度(約 11 万 4 千人)を比較すれば半減しているにもかかわらず、学校数は反対に増加(290 校→296 校)。

○大阪市の小学校の現状(平成 26 年 5 月 1 日現在)



Ⅲ 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方

平成 22 年答申を起点とし、児童の良好な教育環境の確保、教育活動の充実を図ることを目的に地域を主体とした取組みを区長と教育委員会が連携して進める。

1 対象校と取組みの優先順位

対象校 11 学級以下の小学校

優先順位 分類①・②を最優先とし、原則、分類③～⑥については、より小規模化が進んでいる学校から順次取組みを検討する。

ただし、分類⑥については、学級数、児童数を注視し、取組みの是非を見極める。

2 適正配置の手法

基本的には、「統合」の手法により進め、場合によって、「校区の変更」についても検討する。

3 適正配置の基本的な考え方

- ◇ 適正配置対象校同士の統合を優先する。
- ◇ 適正配置対象校と適正規模校の統合は、適正規模校が存続校とする。
- ◇ 学校名は双方の地域に配慮して定める。

4 適正配置相手校の選択基準

同一中学校区にあり、校区が隣接している小学校とする。

5 適正配置において満たすべき条件

- ◇ 原則、適正規模(12～24 学級)になること。
- ◇ 教室数等の学校施設要件を満たすこと。
- ◇ 通学距離が概ね 2km 以内になること。
- ◇ 通学路の安全面で支障をきたす事情等がないこと。

6 基本的な協議の進め方

区長と教育委員会が連携して、児童の良好な教育環境を構築していくとの観点に立ち、保護者、地域住民が主体となって、新しい学校づくりに関われるように取組みを進める。

7 統合を進める上で配慮すべき事項

- ◇ 児童の心理的な負担軽減策(交流事業等)に配慮する。
- ◇ 保護者に過度の経済的負担を与えないよう配慮する。
- ◇ 通学路の安全対策について関係機関(警察等)との十分な調整する。

8 統合校への教育環境等において配慮すべき事項

- ◇ 新しいコンセプトのもとで、学校の活性化・特色化を図る学校長からの提案を支援する。
- ◇ 閉校する学校の文化的な継承が図れるよう考慮する。
- ◇ 児童にきめ細かい対応ができるよう教員配置について配慮する。

9 統合によって廃校となる学校の跡地利用について

- ◇ 学校の跡地は、原則、売却を前提とした処分検討地であるが、その処分及び有効活用について、区長を中心とし、関係局が連携して計画的に進める。
- ◇ これまで学校施設は、地元での重要な役割を果たしてきたことから、個々の地元住民の意見や要望を聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に方策を検討する。